社会福祉法人　こしば福祉会定款

第一章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）介護老人保健施設の経営

（ロ）老人居宅介護等事業の経営

（名称）

第２条　　この法人は、社会福祉法人こしば福祉会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　　この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、利用料の減免など低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を三重県津市殿村８６０番地２に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が５０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（以下「役員等の報酬規程」という。）の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条　評議員会は次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第 13 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第１５条の定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 14 条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第 15 条　　この法人には、次の役員を置く。

(1)　理事　６名以上８名以内

(2)　監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とすることができる。

４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 16 条　　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条　　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条　　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 19 条　　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　役員の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

３　理事及び監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 20 条　　理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 21 条　　理事及び監事に対して、評議員会で別に定める役員等の報酬規程の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第 21 条の 2　　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対して賠償する責任については、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（責任限定契約）

第 21 条の 3　　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第 22 条　　この法人に、職員を置く。

2　　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）

第 23 条　　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 24 条　　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務執行の監督

(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 25 条　　理事会は、理事長が招集する。

2　　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 26 条　　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 27 条　　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　　会議に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第 28 条　　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

2　　基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)　土地

三重県津市殿村字井尻８６０番２宅地（３，４０１．００㎡）
三重県津市殿村字井尻８０３番２宅地（８，３３９．００㎡）
三重県津市殿村字井尻８５３番１宅地（２４９．００㎡）
三重県津市殿村字井尻８０１番雑種地（３，５０５．６４㎡）
三重県津市殿村字井尻８１１番雑種地　（１，１１１㎡）
三重県津市殿村字井尻８１７番雑種地（４２㎡）
三重県津市殿村字井尻８２１番１雑種地（７５２㎡）
三重県津市殿村字井尻８３４番雑種地（７２㎡）
三重県津市殿村字井尻８１０番雑種地（１５５㎡）
三重県津市殿村字井尻８５１番１宅地（６２７．４６㎡）
三重県津市殿村字井尻８１７番１雑種地（９．３１㎡）
三重県津市殿村字井尻８０１番１雑種地（１０㎡）
三重県津市殿村字井尻８０１番２雑種地（３０㎡）
三重県津市殿村字井尻８０１番３雑種地（４７㎡）

(2)　建物

三重県津市殿村字井尻８６０番地２、８０３番地２、８５３番地１
鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺五階建　介護老人保健施設
一階（３，２４８．９７㎡）
二階（１，１００．６４㎡）
三階（１，１００．６４㎡）
四階（１５５．６４㎡）
五階（５８．９７㎡）
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ボイラー室　　（３６．００㎡）
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ポンプ室　　（２７．００㎡）
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建電気室　（４５．００㎡）

３　その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第３６条に掲げる公益を目的とする事業及び第３７条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

（基本財産の処分）

第 29 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、津市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる

場合には、津市長の承認は必要としない。

(1)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 30 条　　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合は、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 31 条　　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 32 条　　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

2　　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 33 条　　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 34 条　　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 35 条　　予算をもって定めるもののほか、新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）

第 36 条　　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1)　居宅介護支援事業

(2)　有料老人ホームの経営

2　　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第八章　収益を目的とする事業

（種別）

第 37 条　　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1)　温泉水販売事業

(2)　喫茶事業
(3)　太陽光売電事業

2　　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第 38 条　　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章　解散

（解散）

第 39 条　　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 40 条　　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章　定款の変更

（定款の変更）

第 41 条　　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、津市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅滞なくその旨を津市長に届けなければならない。

第十一章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 42 条　　この法人の公告は、社会福祉法人こしば福祉会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 43 条　　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとし、その任期はこの定款第９条の規定にかかわらず、平成４年３月３１日までとする。

理事長　　小柴　文一
理　事　　前野　定次郎
理　事　　内藤　昌弘
理　事　　高尾　　太
理　事　　奥田　惣次郎
理　事　　山本　吉秀
理　事　　長合　一子
理　事　　小柴　　守
監　事　　中村　　昇
監　事　　林　　朋一

附　則

この定款変更は、平成５年９月７日の認可の日から施行する。

平成　５年　９月　７日定款の一部変更
平成　７年１１月　１日定款の一部変更
平成１０年１０月　７日定款の一部変更
平成１２年　６月２０日定款の一部変更
平成１３年　３月２７日定款の一部変更
平成１４年　５月２２日定款の一部変更
平成１５年　８月１４日定款の一部変更
平成１５年１２月１６日定款の一部変更
平成１７年１０月　１日定款の一部変更
平成１９年　１月　９日定款の一部変更

平成１９年１月９日付の定款変更に伴い増員された理事２名の任期は、定款第６条の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日までとする。

平成１９年１１月１２日定款の一部変更
平成２２年７月２８日 定款の一部変更
平成２４年４月　１日 定款の一部変更
平成２４年９月１９日 定款の一部変更
平成２５年３月２９日 定款の一部変更

ただし、第１２条、第２０条、第３４条及び第３５条の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

この定款は、津市長の認可の日（平成 25 年 7 月 4 日）から施行する。

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

この定款は、津市長の認可の日（平成 29 年 7 月 3 日）から施行する。

この定款は、津市長の認可の日（令和 4 年 7 月 27 日）から施行する。

この定款は、津市長の認可の日（令和 5 年 3 月 3 日）から施行する。